

出席停止について

学校という集団活動の場では様々な感染症が流行しやすくなるため、お子さんが健康な状態で生活するために感染症の流行を予防することが重要となります。そのため、学校保健安全法第19条に基づき、他の児童生徒に感染する可能性がある期間は出席することができません。また、感染している疑いがある場合も出席停止とする場合があります。

学校において予防すべき感染症は学校保健安全法施行規則第18条および19条により裏面の表のように定められており、この期間は出席停止となります。なお、登校時に「登校許可の報告」を提出する必要はありません。

ご協力をお願いいたします。

<登校までの流れ>

- 1 感染症が疑われる場合は、すみやかに医療機関で受診する。
- 2 出席停止となる感染症と診断されたら、学校へ報告する。
- 3 医師の治療及び指導を受け、療養する。
- 4 出席停止期間を過ぎ、回復したら登校する。

(「登校許可の報告」の提出は不要)

<出席停止となる主な感染症>

学校保健安全法施行規則第18条および19条

病 名	出席停止期間の基準	
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快してから1日を経過するまで(R5年5月8日現在)	
インフルエンザ (鳥インフルエンザH5N1を除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで	症状により、学校医、その他の医師において伝染のおそれがないと認められた時はこの限りではない
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで	
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
風疹	発疹が消失するまで	
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失したあと2日を経過するまで	
結核、髄膜炎菌性髄膜炎、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 その他の感染症※	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで	

※ その他の感染症

手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、マイコプラズマ感染症、伝染性膿痂疹(とびひ)、溶連菌感染症、感染性胃腸炎などについては、学校における発生・流行の状況や症状の程度によって出席停止としない場合もあります。